

[6 月分]

## ● 富富富事件

### 東京地裁 R3.6.17 H31(ワ)11130 商標権侵害差止請求事件(柴田義明裁判長)

第 35 類 飲食料品の小売りを指定役務とする登録商標「ふふふ」の商標権者(原告)が、「富富富」の名称の下に商品「米」を販売する富山県と JA ライフ富山に対して、その名称の使用差止めと損害賠償を求めたが、認められなかった事案である。



被告標章は、普通書体の被告標章 2「富富富」のほか、デザイン化された被告標章 4「富富富／ふふふ」(右図)、イベントに使用された被告標章 5「#fufufu!」など 8 点であるが、ここではこれら 3 点の標章について判決を紹介する。

「富富富」は平成 28 年に富山県が育成した米の新品種の名称である。まず標章の類似性について判決は、原告登録商標「ふふふ」と被告標章 2「富富富」とでは、「フフフ」の称呼が類似する可能性があるが、外観と観念が異なり、商品等の出所について誤認混同を生ずるおそれはなく、非類似であると判断した。

さらに判決は、被告標章 2 は米の品種名を普通に用いられる方法で表示したものであるとも認定している。

デザイン化された被告標章 4 について判決は、下段の平仮名文字「ふふふ」は中央部分に大きく描かれた漢字「富富富」の読み仮名を付記したものであり、その識別力は弱く、漢字部分が中心的な識別機能を有すると判断した。その上で、被告標章 2 と同様に、原告商標とは「フフフ」の称呼において類似する可能性があるものの、外観と観念において相違し、類似するものではないと結論した。

被告標章 5「#fufufu!」については、富山県の食の魅力を県内外に発信するために開催されたイベントにおいて、本件米を紹介し、広告宣伝のために使用されたものであることから、需要者は「#fufufu!」の部分は、「富富富」という名称の本件米の名称を欧文字で表示したものと理解するので、被告標章 5 は本件米の名称を観念させるため、原告商標とは称呼が一致するものの、外観と観念が異なるとして類似しないと判断した。

以上の理由により、原告の請求は棄却されたのである。

## ● 顔図形事件

### 知財高裁 R3.6.29 R3(行ケ)10004 審決取消請求事件(森義之裁判長)

第 16 類 他を指定商品とする顔図形から成る本件登録商標(右図)に対する不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



原告(取消審判請求人)の審決取消事由としての主張は、本件商標は指定商品との具体的関係において使用されているとはいえないので、広告的使用には該当しないというものである。

すなわち、本件商標は、通常使用権者レック社により、その商品ラインアップを示すウェブサイト中において使用されていたが、この使用態様は、レック社が販売する商品との関連性が認められない態様で、装飾的なイラストとして小さく表示されているのみであるので、広告的使用ではないと原告は主張した。

しかし判決は、本件ウェブページはレック社の商品ラインナップを示すものとなっており、商品「メラニンスポンジ」について、本件商標と社会通念上同一の本件使用商標を用いて広告をしたものと認められるところ、商標の使用があるとするためには、指定商品との具体的関係において使用されることが必要であるが、広告がされた当時、実際に商品が販売されていないことや商品を販売する計画や予定の有無は、この判断を左右するものではないと判示し、原告の請求を棄却した。判決としては、この点が注目される程度である。

なお同趣旨の判決として、同日付の令和3(行ケ)10005号がある。